

適格請求書（インボイス）発行事業者 登録済「店頭 POP」を配付いたします

令和5年10月1日からインボイス制度が開始となり、**適格請求書（インボイス）発行事業者でない場合、顧客や取引先に不利益を与える場合があります。**

インボイス制度について詳しくは商工会または顧問税理士等までご相談ください。

そこで、当会では「適格請求書（インボイス）発行事業者」になられた会員事業所の皆様へ新居町商工会オリジナルの「店頭 POP」を配付させていただくことになりました。

この機会に店頭 POP をお店に貼り、お客様に「登録済み事業所」であることを周知しませんか？

● 対象事業所

新居町商工会 会員事業所

● 配布方法等

「適格請求書発行事業者の登録申請書（税務署印あり）の控え」

「インボイスの登録番号が確認できる書類」

☆ 上記 いずれかの書類を事務局にご持参ください。内容等確認をさせていただき、店頭 POP の配付となります。

☆ 上記書類が確認できない場合や、申請前の場合は配付できませんのでご了解願います。また、配布は「1店舗1枚」とさせていただきます。

インボイスとは

- ・ 売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段
- ・ 登録番号や消費税額などの一定の事項が記載された書類や電子データのこと



👉 新居町商工会オリジナル

「店頭 POP」

（A5判 カラー：緑）